○福岡県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

平成23年6月30日

福岡県警察本部訓令第10号

福岡県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令を次のように定める。

福岡県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

福岡県警察情報管理システム運営規程(平成2年福岡県警察本部訓令第6号)の全部を改正する。

目次

第1章　総則

(目的)

第1条　この訓令は、福岡県警察におけるシステム設計並びに警察情報管理システムの運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　システム設計　対象業務を新設し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報の処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。

(2)　対象業務　警察情報管理システムを利用して行う情報の管理に係る業務をいう。

(3)　警察情報管理システム　福岡県警察情報管理システム及び警察庁情報管理システムをいう。

(4)　福岡県警察情報管理システム　警察業務の効率化又は高度化を図るために福岡県警察が設置するシステムであって、サーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれ

らに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

(5)　警察庁情報管理システム　福岡県警察に設置される電子計算機を利用して次に掲げる電子行政文書を広域的に作成し、又は利用するためのシステムであって、警察庁が設置するサーバ等、端末装置(警察庁が設置する端末装置又は警察庁が設置するサーバ等と接続するために福岡県警察が設置する端末装置に限る。)、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

ア　個人情報ファイルに該当する電子行政文書

イ　アに掲げるもののほか、電子行政文書の文書取扱責任者及び別に定める警察庁システム総括責任者が協議して特に管理することが必要と認める電子行政文書

(6)　電子行政文書　警察庁における行政文書の取扱いに関する訓令(平成23年警察庁訓令第7号)第2条第2号に規定する電子行政文書をいう。

(7)　個人情報ファイル　警察庁における個人情報の管理に関する訓令(平成17年警察庁訓令第2号)第2条第1項第3号に規定する個人情報ファイルをいう。

(8)　文書取扱責任者　警察庁における行政文書の取扱いに関する訓令第6条第1項に規定する文書取扱責任者をいう。

(9)　サーバ等　情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。

(10)　端末装置　サーバ等に情報を入力し、又はサーバ等から情報を出力するために操作する装置をいう。

(11)　アクセス　警察情報管理システムに情報を入力し、又は警察情報管理システムから情報を出力することをいう。

(12)　アクセス権者　アクセスを行う権限を与えられた者をいう。

(13)　アクセス範囲　アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。

(14)　照会　警察情報管理システムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため、警察情報管理システムを利用することをいう。

(15)　照会者　照会を行う者をいう。

(16)　入力資料　警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(17)　出力資料　警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(18)　システムドキュメント　警察情報管理システムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録(作成中のものを含む。)をいう。

ア　システム仕様書

イ　システム設計書(情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。)

ウ　プログラム仕様書(情報の処理の手順の概要の記録をいう。)

エ　プログラムリスト

オ　操作指示書(警察情報管理システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。)

(19)　取扱説明書　警察情報管理システムを利用する者が対象業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(20)　所属　福岡県警察本部(以下「本部」という。)の課、監察官室及び部の附置機関、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。

(21)　所属長　所属の長をいう。

(基本方針)

第3条　システム設計並びに警察情報管理システムの運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)　事務能率の増進に寄与するため、警察各部門の業務について警察情報管理システムの活用を図ること。

(2)　関係のある警察各部門相互の協力体制を確保し、警察情報管理システムの適正かつ円滑な運用に努めること。

(3)　警察情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

第2章　管理体制

(システム総括責任者)

第4条　本部に、システム総括責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2　システム総括責任者は、次に掲げる事務を行う。

(1)　警察情報管理システムの運用に関する事務の総括に関すること。

(2)　警察情報管理システム(警察庁情報管理システムにあっては、警察庁が設置するサーバ等と

接続するために福岡県警察が設置する端末装置に限る。第6条及び第16条において同じ。)のシステム設計及び維持管理に関する事務の総括に関すること。

(システム総括副責任者)

第5条　本部に、システム総括副責任者を置き、総務部情報管理課長をもって充てる。

2　システム総括副責任者は、システム総括責任者を補佐する。

(システム管理者)

第6条　本部に、システム管理者を置き、警察情報管理システムの整備を担当する所属長をもって充てる。

2　システム管理者は、所管する警察情報管理システムのシステム設計及び維持管理に関する事務を行う。

(対象業務管理者)

第7条　本部に、対象業務管理者を置き、対象業務を主管する所属長をもって充てる。

2　対象業務管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1)　所管する対象業務の新設又は変更に係る必要な機能の検討に関すること。

(2)　所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。

(3)　その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

第3章　システム設計

(対象業務に係る検討事項)

第8条　システム設計を行おうとする場合は、あらかじめ次に掲げる事項について検討を行わなければならない。

(1)　対象業務を新設し、又は変更する必要性に関する事項

(2)　対象業務の実施による警察事務全般への影響に関する事項

(3)　システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事項

(4)　対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事項

(5)　その他対象業務の実施に関する事項

(システム設計の基本原則)

第9条　システム設計に当たっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)　情報の処理の正確性及び適時性の確保に関する事項

(2)　障害時の復旧対策、アクセスの統制その他の安全性の確保に関する事項

(3)　関連業務との整合性に関する事項

第4章　警察情報管理システムの運用

(対象業務の管理)

第10条　対象業務管理者は、所管する対象業務を適正かつ円滑に行うために必要な措置を執らなければならない。

(アクセスを行う権限の付与)

第11条　システム総括責任者は、対象業務の目的に応じて必要と認める範囲でアクセスを行う権限を付与するものとする。

(利用の制限)

第12条　システム総括責任者は、アクセス権者が警察情報管理システムの情報セキュリティを損なわせる行為を行っていること又は対象業務の目的以外の目的で不正に警察情報管理システムを利用していることを認めた場合は、当該アクセス権者に対し、警察情報管理システムの利用を制限することができる。

(不正なアクセスの禁止)

第13条　アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。

2　アクセス権者は、対象業務の目的以外の目的で不正にアクセスをしてはならない。

(不正な照会及び情報の利用等の禁止)

第14条　照会者は、対象業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。

2　照会者は、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で不正に利用し、又は提供してはならない。

(入力資料等の取扱い)

第15条　入力資料、出力資料及び取扱説明書は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、

又は遺棄し、若しくは毀損してはならない。

2　入力資料、出力資料及び取扱説明書は、これを亡失しないよう適切に管理しなければならない。

第5章　警察情報管理システムの維持管理

(適切な維持管理のための措置)

第16条　システム総括責任者は、警察情報管理システムが適切に維持管理されるよう必要な措置を執らなければならない。

(設備等の維持管理)

第17条　福岡県警察情報管理システムを構成するサーバ等及びこれに附帯する電源設備等(以下「設備等」という。)は、次に掲げるところにより、これを適切に維持管理しなければならない。

(1)　設備等の保守・点検の方法を定めること。

(2)　設備等の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。

(3)　保安装置の整備等安全性の確保に努めること。

(電気通信回線の管理)

第18条　システム総括責任者は、電気通信回線からの不正侵入及び情報の不正入手の防止に努めなければならない。

(システムドキュメント及びプログラムの取扱い)

第19条　システムドキュメント及びプログラムは、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくは毀損してはならない。

2　システムドキュメント及びプログラムは、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

第6章　雑則

(事故発生時の措置)

第20条　システム総括責任者は、警察情報管理システムに関する事故が発生した場合において執るべき措置を定め、これを職員(福岡県警察の職員をいう。以下同じ。)に周知しておくとともに、事故が発生した場合は、速やかにその状況及び原因を調査し、適切な措置を執らなければ

ならない。

(業務の委託)

第21条　警察情報管理システムに関する業務を職員以外の者に委託するに当たっては、その安全性を確保するために必要な措置を執らなければならない。

(教養)

第22条　システム総括責任者は、職員に対して、警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

(監査)

第23条　システム総括責任者は、警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、監査を行うものとする。

2　監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(運用細目)

第24条　この訓令に定めるもののほか、システム設計並びに警察情報管理システムの運用及び維持管理に関し必要な細目的事項は、別に定める。